

令和7年(ワ)第1003号

抗告人主張書面(4)

令和7年6月20日

東京高等裁判所第11民事部 御中

目次

第1	本件の本質を理解するために	3
1	総説	3
2	本件の背景(宗教迫害史, 法哲学, 社会体質)	3
(1)	日本の宗教迫害史	3
(2)	日本国憲法下でも宗教弾圧が起きた背景事情	6
ア	日本国憲法の信教の自由は「借り物の自由」	6
イ	神なきムラ社会と空気の支配	10
(3)	小括	11
3	本件に対する本質的理解	11
(1)	虚像の流布とその背景	11
(2)	日本的体質の負の相乗効果	16
4	歴史に残る汚点	17
第2	政治学者仲正昌樹教授による原決定批判	19
第3	憲法学者小林節名誉教授による原決定批判	24

第1 本件の本質を理解するために

1 総説

令和4年7月8日、歴代総理大臣最長の在任期間を誇った安倍晋三元首相が暗殺されるという衝撃的な事件が発生した後、被害者と加害者を逆転させてテロ犯を英雄に祭り上げ、抗告人を巨悪と糾弾する異常な過熱報道に煽られて世論が沸騰し、折り悪しくも国家観も政治信念もない岸田文雄という政治家が時の総理大臣の地位にあって、内閣支持率の急落に直面するや、自己保身・安倍派潰し・選挙対策という政治的思惑から、自民党による関係断絶宣言、朝令暮改による法解釈変更、質問権行使及び解散命令申立てへと突き進んできたのが本件である。

本件の背景については、抗告理由書254頁～265頁、抗告人主張書面(1)6頁～24頁、原審主張書面(2)72頁～89頁、原審最終主張書面57頁～62頁で繰り返し論じてきたところであるが、本主張書面は、日本国及び日本人の特性に焦点を当て、他の民主主義国家ではあり得ない本件事件の異常性を本質的・根源的考察により明らかにすることを目的とする。

2 本件の背景（宗教迫害史，法哲学，社会体質）

(1) 日本の宗教迫害史

自然界のあらゆるもの（森羅万象）に神が宿るとして「八百万の神」を信仰してきた古代日本社会であったが、紀元6世紀に大陸から仏教が伝来し、鎮護国家仏教として国家の庇護を受けながら次第に民衆の間に教えが浸透し、やがて神と仏を融合させる「神仏習合」が進んだ。このようにして形成されてきた日本人の精神世界に、初めて一神教をもたらしたのがキリスト教の伝来（1549年）であった。しかし、絶対的創造主である神を世俗の権力よりも上に置くキリスト教の教えは時の権力者から警戒され、豊臣秀吉及びこれに続く徳川幕府によ

って禁教令が敷かれ、同教は厳しい弾圧の対象となり、数多くの殉教者を出した。徳川幕府250年間に亘る禁教・鎖国政策を経た後、黒船来航により開国を果たした後であっても、隠れキリシタン68名が逮捕・拷問されて棄教を強要されるという弾圧事件(「浦上四番崩れ」)があり、明治期に入って後もキリスト教徒は迫害を受け続けた(乙A60「〇〇〇〇意見書」)。明治維新当初、新政府は、統治の道具としての神道国教化を掲げ、「神仏分離令」(1868年)、「大教宣布」(1870年)を発し、仏教を弾圧・廃止しよう(廃仏毀釈)と試みたが、庶民の反発、政治的混乱などを理由に頓挫した。1890年施行の大日本国憲法第28条は、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と定め、留保付きで信教の自由(敢えて「宗教ノ自由」と規定しなかったところに、明治政府の宗教に対する後ろ向き態度が表れている。乙C155「世界日報」黒瀬博牧師インタビュー記事)を認めた。しかし、政府は、本来、共産主義者と無政府主義者を取り締まる目的で制定された治安維持法を悪用し、新興宗教に対する弾圧を行った。中でも最悪の弾圧事件が「大本事件」(1921年からの「第1次」と1935年からの「第2次」に分かれる)である。大本教は、政治活動、新聞社買収、世界各国の宗教連携などの活動を積極的に展開し、政治家・軍人をも信者に抱える一大宗教勢力に成長した宗教団体であったが(その活動領域は抗告人に酷似)、国常立尊を天照大神より上位の神と位置づけていたことなどから警戒感を抱いた政府は、「国益(=公益)に反する」とみなして弾圧に乗り出したのであった。当局は意図的にメディアを利用し、メディアも事件をセンセーショナルに書き立てたため、教団憎悪の世論が国民の間で沸騰、教団施設は徹底的に破壊され、開祖の墓から柩が共同墓地に移され、腹部付近に「衆人に頭を踏

まさねば成仏できぬ大罪人，極悪人なり」と書した墓標を立てられ（「日本政府は，もはや人間の礼節すら配慮する余裕を失っていた」と批判された），信者らは「非国民」として酷い差別を受けた。特に，「第二次大本事件」では，教祖ら教団幹部が大量に逮捕されて過酷な拷問を受け，起訴された（罪名は不敬罪，治安維持法違反）。当時，この弾圧を主導したのは旧内務省であったが，同省に唯々諾々と追従したのが旧文部省であり，新興宗教を中心とする不逞な宗教団体を取り締まる目的で監督・規制を強化するため，治安維持法と両輪となるべき宗教法案を立案し，後に宗教団体法として成立させ（1939年3月），宗教団体を国の監督・統制下に置いて国家総動員体制に組み入れる原動力になった（乙A32：小川原正道「『政治』による『宗教』利用・排除」150頁～163頁，乙A33：赤澤史朗「近代日本の思想動員と宗教統制」236頁～242頁）。しかし，宗教団体法は戦後直ちにGHQにより「思想弾圧法」と見做されて廃止されている（同242頁）。このような公益の枠組みによる宗教団体の管理・監督を目論み，時流に流されて強者に靡く旧文部省のDNAは脈々として文部科学省に受け継がれ，そのDNAが時代を経て再び牙をむいたのが本件である。本件では，首謀者が旧内務省から官邸に代わり，時代も法制度も異なるが，両事件を取り巻く事象は驚くほどに酷似している。この点，慶應義塾大学教授小川原正道は，「近代日本において，政府の宗教政策に一貫して見られる特徴は，宗教を政治的・社会的に『利用』しようとする姿勢，また『利用』できず，むしろ『危険』とみなした宗教を排除しようとする姿勢である。」と指摘しているが（乙A32：1頁），日本国政府がこの姿勢を今日もなお持ち続けていることが本件を通じて明らかになったといえる。

このように，日本では，国家権力が宗教弾圧を繰り返してきた歴史

があり、歴史的に培われてきた国家権力の反宗教的体質が、本件に強い影響を及ぼしていることは間違いない。

(2) 日本国憲法下でも宗教弾圧が起きた背景事情

ア 日本国憲法の信教の自由は「借り物の自由」

日本国憲法は、近代立憲主義に忠実な民主主義国憲法として制定され、中でも信教の自由（20条）は精神的自由の中核的人権として厚く保障されており、同憲法下での人権保障の枠組みにおいては、かつて旧憲法下であったような国家権力による宗教弾圧など起こるはずがなかった。にもかかわらず、国際社会を驚愕させる本件宗教弾圧がなぜ起きたのか。その理由はどこにあるのか。それを理解するためには、まず、日本国憲法20条が保障する信教の自由は、国民が自らの手で勝ち取った自由ではなく、敗戦後のGHQ占領下で一方的に国民に与えられた「借り物の自由」であることを知らなければならない。

キリスト教を建国理念に置く『アメリカ独立宣言』（1776年）は、「すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、及び幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている。」と謳い、この理念に基づいて合衆国憲法が制定され、その下に諸々の法律が制定されることでアメリカ法は形成されている。したがって、神を起源とする自然法の本質的な部分に関しては、「不可侵の権利」として、裁判所や議会といえどもこれを侵すことは絶対に許されない。これが「法の支配」であり、近代立憲主義の本質は正に自然法にあると言って過言ではない。神を否定する共産主義・社会主義国家には自然法という概念はそもそも存在しない。したがって、これらの国では人権はおろか人命も軽んじられる（ソ連、中共、カンボジア等で行われた大量虐殺）。合衆国憲法修

正第1条が「連邦議会は、国教を定め又は自由な宗教活動を禁止する法律，言論又は出版の自由を制限する法律，並びに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は，これを制定してはならない。」と明記する通り，アメリカ建国理念である信教の自由は自然法の中核に位置する最重要の人権なのである。

日本の法体系は，戦前は大陸法，戦後はアメリカ法の各影響を受けながら独自に形成されてきたが，日本が学んできた近代立憲主義の母法である大陸法やアメリカ法の根源にある自然法の存在と実定法との関係性を意識する日本の法曹はほとんどいない。GHQが原案を起草した日本国憲法は，「神」という言葉こそ使っていないが，「すべての人間は生まれながらにして平等であり，その創造主によって，生命，自由，及び幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている。」という『アメリカ独立宣言』の精神，即ち自然法思想の影響を強く受けていることは明らかである。しかしながら，「仏作って魂入れず」というのが実態で，信教の自由が自然法の中核に位置すると認識する日本人は，法曹の中にさえほとんどいない。

もともと法のルーツが同じはずであるにもかかわらず，どうしてこのような彼我の違いが生じたのか。それを理解するためには，近代立憲主義の本質である自然法思想が近代西欧社会で生まれた背景を知る必要がある。

自然法思想誕生の遠因は，「ルネサンス」（14世紀～16世紀）と「宗教改革」（16世紀～17世紀）に遡る。中でも重要なのが宗教改革に始まる「信仰の民主化」である。中世西欧社会においては，王侯貴族ら世俗の権力と結びついたローマ・カトリック教会が

人々の信仰をその統制下に置いていた。この信仰支配の力の源泉は、イエスから天国の鍵を預けられた初代教皇ペテロの立場（『マタイによる福音書』16章19節）を歴代教皇が継承しているという宗教的権威であったが、現実的には教職者による「聖書の独占」にあった。ギリシャ語ないしラテン語で書かれた新約聖書は一般の信徒には読むことができず、そこに記されているイエスや使徒らの行跡は教職者の口を通してのみ語られ、一般の信徒は教職者を通じてキリストの教えを知り、聖書に登場する様々な場面を描いた宗教画を通して視覚的にこれを理解するしかなかった。これら一般の信徒は、イエスから天国の鍵を預けられた教皇を頂くローマ・カトリック教会の言うことを信じ、それに従うことによってしか天国に入ることはできないとされ、一度、教会から「破門」されるならば、魂の地獄行きは勿論のこと、「破門者」として完全なる社会的疎外を受けるため、教会に従属する信仰以外の選択肢はなかった。ところが、マルティン・ルターに始まる宗教改革（1517年～）によってカトリック教会の権威が揺らぎ、ルターが聖書を初めてドイツ語に訳したことに端を発し続々と聖書が各国語に翻訳され、折しもグーテンベルクが発明した活版印刷技術の普及もあって、広く一般の信徒が聖書を読むことができるようになり、人々は、教会を通さずとも、聖書を通じて神と直接繋がることのできるようになった。聖書を通して神と直接繋がった人々においては、聖書の記述を通して、神から個人に与えられた権利と自由の意識が芽生え、神ならぬ国家権力がこれを侵すことは許されないという自然法思想が生まれた。自然法思想の下では、絶対王政を正当化してきた王権神授説など受け容れられるものではなく、自然権・自然法を擁護することを目的として社会契約を結ぶ社会契約説が説かれ、やがて近代立憲

主義へと発展して行くのである。換言すれば、「宗教改革」により信仰における中世的ヒエラルキーが崩壊して民主化されたことで自然法思想が生まれ、やがて政治的・社会的ヒエラルキーの崩壊と政治的・社会的民主化、すなわち「市民革命」へと繋がり、近代立憲主義国家が誕生したのである。信仰の自由を求めて新大陸に渡った人々がイギリス王権による植民地支配に抵抗して起こした「アメリカ独立革命」は市民革命の典型であり、独立宣言文において上記引用した内容が謳われたのも必然であった。

このような自然法思想と近代立憲主義が誕生した宗教的・歴史的背景を理解すれば、そもそも「信仰の民主化」という歴史的経験のない日本が、形だけ真似て取り入れたところで、その結果は自明である。日本には、「信仰の民主化」の経験はおろか、唯一神信仰の精神的土壌がなく、信仰自体が社会に根付いておらず、実質的には無宗教である。したがって、「憲法が保障する人権が神を起源とする自然法に由来する自然権である」などという考えが、そもそも日本人の頭の中にはないのである。それは法曹人であっても例外ではない（これは、一神教、特にキリスト教が多神教や無宗教に優るという趣旨ではない。自然法と近代立憲主義の起源を切り離してその本質を理解することはできないということ。）。

本来、神を起源とする自然法由来の人権は、国家権力による侵害が許されず、近代立憲主義の民主主義の下では多数による少数の人権侵害は許されない。しかし、神がなく、自然法という概念がなければ、「所詮、法律は国家が定めるものであって、国家が如何ようにも変えることができ、それが民意に沿っているのであれば、民主主義に合致する」という錯覚が生じてしまいがちである。特に、国家（立法府・行政府）は、代議制民主主義の下、一時的に過熱した

主権者国民の声に安易に迎合する傾向を持つのが常であり、明確な国家観も信念もない政治家が国の指導者として立っている場合、その傾向は特に顕著に表れ、その時、司法権が本来の役割を果たさなければ、「法の支配」は危機に瀕するのである。

イ 神なきムラ社会と空気の支配

日本社会には、もう一つの特筆すべき体質がある。それは、合理的論理的判断ではなく、空気に流された非論理的で不合理な判断に傾きがちな国民性である。山本七平がその著書『「空気」の研究』において鋭く指摘した日本社会の体質である。日本では、「空気を読む」ということが昔から言われ、今もこの言葉はいたる所で頻繁に使われる。日本の社会では、「世間一般の空気はこういう流れにあるな」となると、論理的決定ではなく空氣的決定が優先され、社会全体があり得ない方向に一齐に突き進むということが起きる（乙 C 5 5 「〇〇〇〇意見書」 5 頁）。関東大震災直後の混乱の最中、「朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだ。放火した。」という根も葉もない流言飛語が社会に拡がり、大勢の在日朝鮮人が虐殺された事件（内閣府によれば、犠牲者は最低でも千人以上）は、空気が支配する日本社会の体質が引き起こした歴史上最悪の汚点であると言って過言ではない（乙 C 2 5 「井上真吾意見書」 1 2 頁）。そして、この空気の支配が宗教団体に対して牙を向いたのが上記大本事件であった。「ある人物、ある人種、ある団体が悪である」と決めつける空気が一旦醸成されると、社会全体が寄ってたかってこれを袋叩きにする、これは否定することのできない日本社会の体質なのである。

そして、この体質は日本人の無宗教性と表裏一体の関係にある。日本社会は、長きに亘る封建体制の下、神不在のムラ社会が形成さ

れてきたため、他人から自分がどう見られるかが最大の関心事であり、それが自らの行動指針となり、時には有無も言わせぬ同調圧力が周囲から加えられることさえある。もともと、神道が地縁・血縁で結ばれた共同体を守ることを目的に信仰されてきたことも、上記ムラ社会的な気質の形成に影響を及ぼしているものと考えられる。そこには、創造主・審判主たる神の概念がないため、周囲が皆同じ方向に向いているならば、どんなことをしても許され、良心の呵責も罪の意識も感じなくなる傾向が往々にして生じる。人は、他人の目から「罪」(sin)を意識することはない。日本人一人一人を見れば、親切で思いやりがあり正直で行儀の良い人が多く、これは世界中から賞賛される美德であるが、この美德は、神の目(神道や儒教でいう「天」の概念も含む)を意識するというよりはむしろ、他人の目、社会の目ばかりを気にするムラ社会の自己規律の所産という側面が強いのである。他人の目、社会の目、すなわち自らを取り巻く空気如何によって、善にも向かえば、また悪にも走る、それが日本人のDNAに深く刻まれた体質なのである。

また、このムラ社会の体質の下では、自分たちの慣習と相容れない新興宗教、特に信徒らの信仰姿勢が熱心であればあるほど、それを自分たちとは異質でいかがわしいものと見做して偏見・嫌悪・侮蔑の感情が掻き立てられ、これを排斥しようとする傾向があることも指摘しなければならない。ある意味、この感情こそが本件の最も根底に横たわる問題であるとも言える。

(3) 小括

上記で述べた日本国の宗教に対する歴史的態度、信教の自由に対する理解、日本社会の体質などを踏まえ、次項において本件を検証する。

3 本件に対する本質的理解

(1) 虚像の流布とその背景

本件の背景に、政治的・思想的な意図を有する全国霊感商法対策弁護士連絡会など国内外の左翼勢力の攻撃及び抗告人信者に対する拉致監禁・棄教強要事件と全国弁連との密接な連携関係があることについては、抗告理由書254頁～265頁で述べたところであるが、そこには、日本の国家権力が新興宗教に対して歴史的に示してきた無慈悲な冷淡さが間違いなく影を落としている。

1960年代後半以降、抗告人信者に対する拉致監禁・棄教強要事件は、抗告人が把握しているだけで4300件を超え、その中には、監禁中に自殺した〇〇〇〇氏（享年27歳）、脱会屋に強姦されたA氏（当時23歳、）、脱出を図ってマンションから飛び降りて瀕死の重症を負い記憶喪失になった〇〇〇〇氏（当時25歳）、監禁により重篤なPTSDを患った末に死亡した宿谷麻子氏（享年48歳）などの悲惨な事件が存在する（乙N53添付資料1、乙N70添付資料3～5、乙N72～乙N75）。しかしながら、拉致監禁実行犯は誰一人として処罰されていない。刑事告訴をしても全て不起訴処分とされ、逮捕はおろか家宅捜索すら一度も行われたことがない。実に、鳥取教会を武装襲撃して拉致監禁した富澤裕子事件、12年5ヶ月間に亘って拉致監禁した後藤徹事件でさえ、首謀者及び実行犯は不起訴処分となっているのである（乙N1～乙N10）。苦勞して監禁場所を突き止め、弁護士が信者救出に赴き、警察に協力方を依頼しても、一部の例外を除いて警察は協力を拒んできたのが実態である。すなわち、この戦後最大の人権侵害事件を放置してきたのは外ならぬ国家権力であった。歴史的に培われてきた国家権力の新興宗教に対する無慈悲な冷淡さが、このような抗告人に対する差別的取扱いに顕著に表れていることは、間違いなく。他方、左翼的傾向の強いマスメディアにおい

ても、抗告人信者らに対する拉致監禁・棄教強要事件については一切報道せず、事件を隠蔽し続けてきた。国とマスメディアがこの問題を故意に放置・隠蔽し続けてきたことは、全国弁連をハブとする「ディプログラミング・ネットワーク」（乙 C 8 4 の 2 「世界日報」大田俊寛インタビュー記事，乙 C 1 5 3 の 7，8 「世界日報」中川晴久インタビュー記事，乙 C 1 6 2 「中川晴久陳述書」5 頁～6 頁）に勢いを与え、拉致監禁・棄教強要が長年に亘って継続されるどころとなり、その結果、ディプログラミングされた背教者が大量に製造され、抗告人に対する訴訟内外の攻撃が積み重ねられてきたのである（乙 B 7 「報告書」）。そして、拉致監禁・棄教強要という犯罪を共有する「ディプログラミング・ネットワーク」がその免罪符を得るためには、あくまでも「抗告人は巨悪」でなければならず、抗告人を巨悪とする虚像を捏造し、偽情報を絶えず発信し続けることで「嘘も百回言えば、本当になる」として、世間に抗告人の虚像を植え付けてきたのである（乙 C 1 6 1 「宗教と報道，人権問題を考える（加藤文宏）」，乙 C 1 6 2 「中川晴久陳述書」5 頁～6 頁）。他方、マスメディアにあっては、「ディプログラミング・ネットワーク」を情報源とする偏った情報だけを世間に流し、抗告人に有利な「不都合な真実」は一切報じず、「統一教会は悪徳カルト集団」と信じ込まされている国民が「見たいと願う現実」だけをひたすら見せ続けた結果、上記 2 (2) で指摘したところの、新興宗教を異質でいかがわしいものとして嫌悪・侮蔑・排斥しようとするムラ社会体質も手伝って、抗告人を巨悪と見做す虚像が広く国民の間に形成されるに至ったのである。

しかしながら、これらが実体と懸け離れた虚像であることについては、コンプライアンス宣言後に状況が劇的に改善した客観的事実から明らかであり、抗告人の活動や信者らの実体を知る第三者が口々に

証言しているところである（乙 C 1 9 「仲正昌樹意見書」，乙 C 2 3 「中川晴久意見書」，乙 C 2 4 「〇〇〇〇・〇・〇〇〇〇意見書」，乙 C 2 5 「井上真吾意見書」，乙 C 2 7 「増渕賢一意見書」，乙 C 3 2 の 1 「潜入旧統一教会」，乙 C 3 2 の 2 「窪田順生意見書」，乙 C 4 5 「〇〇〇〇意見書」，乙 C 5 0 「〇〇〇〇〇意見書」，乙 C 5 4 「〇〇〇〇意見書」，乙 C 5 8 「〇〇〇〇〇意見書」，乙 C 5 9 「〇〇〇〇〇意見書」，乙 C 6 0 「〇〇〇〇〇意見書」，乙 C 6 1 「〇〇〇〇意見書」，乙 C 6 4 「〇〇〇〇意見書」，乙 C 6 6 「〇〇〇〇意見書」，乙 C 1 6 2 「中川晴久陳述書」等）。

この点，本件原審で意見書（乙 C 2 9）を提出したジャーナリスト加藤文宏は，定量的データに基づくマスコミ報道の分析を行い，安倍元首相銃撃事件以降に過熱した原告人叩きの報道がごく一部の少数派により作出され，それがあたかも社会の総意のような虚像を生じさせたことを見事に暴き出し，さらに進んで，この虚像が創作される過程・メカニズムに関する詳細な分析を行っており（前掲乙 C 1 6 1），実に説得力がある。また，世界的に著名な宗教社会学者・弁護士であるマッシモ・イントロヴィニエは，安倍元首相銃撃事件発生前の 2 0 2 2 年 1 月に『Bitter Winter』に投稿した英文記事（乙 C 1 5 の 2，3：翻訳記事は 2 0 2 3 年 1 1 月公開）において，欧米の反カルト運動・背教者らがメディアを利用して新興宗教に関する虚偽の告発を行い，法執行機関を誤導する巧妙・悪質な手法について詳細に解説していたが，同記事で指摘する内容は，全国弁連をハブとする「ディプログラミング・ネットワーク」が過去に行い，安倍元首相銃撃事件以降にマスメディアを巻き込んでやってきたことと，そっくりそのまま同じである（その詳細は原審主張書面(2) 7 6 頁～8 0 頁で引用指摘，同主張書面(3) 8 4 頁～8 5 頁も参照）。

以上の通り、マスメディアで流布されている原告人に関する情報は、原告人に敵対する「ディプログラミング・ネットワーク」を発信源とする悪意に基づく虚像なのである。

さらに言えば、日本の未熟な民主主義にあっては、「テロ犯に報酬を与えてはならない」という民主主義社会の報道原則から外れたマスメディア報道の暴走を許容し、これにブレーキを掛ける者が誰もいなかったということも、日本社会の今ひとつの特異性として指摘しておかなければならない（原告理由書263頁～265頁）。この点、神道国際学会理事長三宅善信は、

今回の東京地裁による解散命令についてワイドショーに出演していたタレントが、「安倍元首相を銃撃した容疑者が事件を起こしてくれたおかげで、われわれが忘れかけていた旧統一教会の問題を呼び起こしてくれた」という意味のことを発言したのである。この放送を視て、私は驚いた。これは、選挙遊説中の元首相に対するテロ行為であって、殺人事件である。それ以上でもそれ以下でもない。にもかかわらず、このような暴論を公共の電波で垂れ流すのは、明らかに放送法違反であって、当該放送局の免許を取り消しても良いくらいの事案である。

ニュージーランドのジャシンダ・アーダーン首相（当時）は、2019年に同国のモスクで銃乱射事件が起きた際、「テロリストに対しては何も与えない、名前も口にしない」と述べた。テロリストは事件を起こして世間の注目を集めることで目的を達成しようとする。ゆえに、テロリストの主張を報じてはならないのである。テロリストへの対応は世界と日本で真逆であると言わざるを得ない。

また、テレビのコメンテーターも旧統一教会に批判的な意見を

持つ人ばかりで、それに対して逆の意見はほとんど出てこない。
メディアの公平性という点で問題がある。こうした点を考えれば、
いつ他の宗教がスケープゴートにされるか分からない。いったん否定されたら、徹底的に叩かれ、反論の機会すら与えられないという風潮が、日本のメディアの中にある。

と述べて（乙C169：三宅善信「宗教新聞」）、日本のメディアの異常性を厳しく批判している。

以上の通り、原告人に関する虚像は、このような日本社会が持つ特異性を土台として、世間に形成されたものなのである。

(2) 日本の体質の負の相乗効果

安倍元首相銃撃事件以降、原告人を叩くマスメディアの報道が連日のように流され、全国弁連をはじめとする反対派が頻繁にメディアに登場して原告人を攻撃し貶める発言を繰り返した結果、原告人を巨悪とする虚像が世間一般に浸透し、「旧統一教会を潰せ」という空気が社会全体に醸成された。この空気に抗しきれず、岸田前首相は、上記1で指摘の通り、自己保身・安倍派潰し・選挙対策という極めて自己中心的で近視眼的な政治的思惑から、自民党と原告人の関係断絶宣言、朝令暮改による法解釈変更、質問権行使及び解散命令申立てに突き進み、文科省、宗教法人審議会も前首相の上記意思決定に唯々諾々と盲従したのであった。そして、あろうことか、裁判所までもが空気に支配され、本来、司法が守るべき法の正義を曲げてしまった。本件は、空気に支配されて付和雷同する日本社会の体質が顕著に表れた典型的事例であると言える。

もっとも、本件は、空気に支配される日本社会の体質だけで単純に説明がつくものではなく、本件の本質を理解する上では、上記2(1)で指摘した国家による宗教迫害の歴史及び同2(2)アで指摘した日本国

憲法の信教の自由が「借り物の自由」であることも勘案しなければならない。実質的な無宗教社会である日本という国家が紡いできた新興宗教迫害の歴史とその根底にある新興宗教に対する無慈悲で冷淡な態度は、国家権力の DNA として深く刻まれ、これが時代を経て再び頭をもたげ、牙をむいたのが本件である。そして、GHQ が原案を起草した日本国憲法が保障する「信教の自由」は、所詮「借り物の自由」であって、国家も国民も、「少数派宗教を多数意見により抑圧することは許されない」という信教の自由本来の意義に対する認識を欠いているため、社会全体がこぞって巨悪と見做す抗告人を潰すことこそが民主主義の正義であると誤信しているのである。

このように、本件は、日本国の宗教に対する歴史的態度、信教の自由に対する理解及び日本社会の体質が負の相乗効果を発揮することで生じた、世界的に見て甚だ特異にして異様な事件なのである。

4 歴史に残る汚点

東京西バプテスト教会黒瀬博牧師は、令和 7 年 5 月 6 日付「世界日報」のインタビュー記事（乙 C 1 5 5）で、東京地裁が出した解散命令決定について、

日本国憲法、国際法、宗教法人法のいずれに照らしても不当な決定だが、それがまかり通ることは、今後の歴史の中で日本裁判史上の汚点として記録されることになるだろう。それと共に、解散命令を強引に出させた弁護士たちも歴史の審判を受けることを覚悟しなければならない。彼らがやっていることは中世の異端審問と同じだ。

と断じているが、全くその通りである。

杉原誠四郎武蔵野女子大学元教授もまた、令和 7 年 4 月 1 0 日付「宗教新聞」に寄せた記事（乙 C 1 7 0）で、

始めから解散ありきの一方的判断の下で行われた偏見に満ちた法の公正に反する解散命令決定であったと言える。（中略）政治的な理由で始まった対家庭連合バッシングに冷静であるべき裁判所もその流れに呑み込まれたことになるのだが、これは担当する裁判官に力量がなかったからだというより他はない。（中略）我が国の宗教史上としても重大な汚点となる今回の東京地裁の解散命令決定・・・

と述べ、本件解散命令事件における偏見に満ちた不公正さを指摘し、黒瀬牧師と同様、原決定が「宗教史上の重大な汚点」であると断じている。

また、幸福実現党政務調査会長里村英一は、解散命令決定を受け、次のように警告している（乙C120の1，2：「あなたの自由も奪われる？旧統一教会解散命令の危険な前例」）。

これが、すべての国民、皆様の人権と自由に関わる問題であるということです。どういうことかということ、これも実際の戦前の日本では、治安維持法という法律の下に、基本的にこれは、共産主義者を取り締まるための法律だったものが、大本教弾圧に使われました。さらに、大本教から始まって、天理教、ひとのみち教団、創価学会、さらにいくつかのキリスト教の宗派。こういうところにやはり弾圧が広がり、そして最終的には治安維持法が大幅に改正されて、日本国民すべての人権、あるいは自由が侵害される、弾圧されるということになりました。私たちは、こういう歴史を鑑みた時に、信教の自由から始まって、どんどんどん、そういう侵害が進んでいく、これは気をつけなければならないと思います。確かに、大本教弾圧の時も、当時のマスコミ、あるいは国民の多くは喝采を浴びせました。しかし、その裏で最後は、それが結局、回り回って各個人の首を絞めることになった。わたしたちはこの歴史の皮肉を十分知らな

ければならないと思います。

ここで言及されている「治安維持法の大幅な改正」に相当する内容は、本件でいえば、政府の朝令暮改を裁判所が追認した宗教法人法81条1項1号の文理に反する拡張解釈であり、実体的真実発見、証拠裁判主義、基本的人権を殊更に無視した原決定である。国家権力が虚像に基づく空気に支配され「法の正義」を歪めて宗教弾圧の道を無理矢理拵げたその先に何が待っているのか、やがて歴史が明らかにするはずである。本件事件の結果が、宗教界の行く末にとって、重大な歴史的分水嶺となることは間違いない。

さらに、飯田泰之明治大学政治経済学部教授は、原判決が出た当日のYouTube番組で、次のように述べている（乙C122の1，2）。

この統一教会問題はですね。これからが法学者の正念場だと思います。日本における法治主義っていうものについて、どうやって法治主義の線引きっていうのを考えていくか。法治主義とは何なのかというのを、法学者がマジでやらなきゃならない。（中略）この統一教会問題の、今回の解散命令というのが、どのような法理によって行われたかっていうのを、しっかりと伝えていく必要があるんじゃないかと思うわけであります。（中略）法治主義を守る瀬戸際にいるわけです。（中略）ここで世論に流される判決が増えていってしまったら、日本の司法はおわるんじゃないか・・・。

上記は、裁判所が世論に流されることで我が国の法治主義を崩壊させる危険を敏感に感じ取った「憂国の訴え」に外ならない。

以上、原決定が日本の裁判史・宗教史に残る重大な汚点となることは間違いない。現在は少数派に位置づけられている「正論」を、一時的な世論、空気、熱狂、雑音をもって未来永劫覆い隠し続けることはできない。これは歴史の必然である。

第2 政治学者仲正昌樹教授による原決定批判

抗告人の元信者の経歴を有する仲正昌樹金沢大学法学類教授は、安倍元首相銃撃事件発生前から、自らの体験について『統一教会と私』（2020年1月刊）を著し、抗告人につき是々非々の立場で評論してきた人物である。同教授は、自身の実体験に基づき、同事件以後、巷で流布される抗告人像が「虚構のイメージ」であると断じ、元信者の大半は自分が被害者だとは思っていないと指摘していた（乙C19「仲正意見書」1頁～5頁）。そして、同教授は、『情況』（2025年春号）掲載記事（乙C164）で、解散命令を下した原決定を次のように批判している。

私が今回問題にしたいのは、解散に向けての一連の動きが2022年10月の岸田前首相の質問権行使に関する政治的決定によって始動したことと、最後まで、他の宗教団体ではなく、統一教会だけが解散させられねばならない客観的基準が示されなかったことだ。

（中略）問題が多く指摘されれば、文化庁などが調査すべきだ。ただ、所管の行政機関が客観的指標に基づいて一定の期間モニタリング調査や行政指導を続け、改善の余地が見られないという報告を挙げたうえで、決定に至るべきだ。世論に押されるように首相が政治的決定をして、その後で基準を考えるというのは逆ではないか。しかも、統一教会に固有の不法行為、他の大多数の宗教法人には当てはまらないが、統一教会にだけ当てはまる不法行為が未確定のままだ。高額献金など金銭面の問題に焦点が当てられているのは確かだが、どういう立場の人がどういう相手に対するどういう状況でどういう風に働きかけるのが問題なのか明確になっていない。統一教会がこれまでやってきたようなことが違法だ、多くの人が証言している、というのでは全く説明になっていない。

3月25日に出された、教団の解散を命じる東京地裁の決定は、2009年の教団のコンプライアンス宣言以降、教団に対する被害の訴えが顕著に減少していることを認める一方で、判決が出ている事案だけでなく、和解・示談も解散の根拠としている。それらは、「総じて悪質」と推測したうえ、訴えを提起するに至らない「顕在化していない被害者」もいるのではないかと主張している。当事者同士の話し合いで解決しているはずの「和解・示談」を事後的な推測で悪質であると断定したり、「顕在化していない被害者」を想定するといったことは、あらゆる当事者を平等に扱うという近代法の原則に反している。また、文科省の被害者に対する聞き取り調査の中で、本人に証言した覚えがなく、調書が捏造された可能性があるケースがいくつかあることが新聞報道で指摘され、裁判所での審理でも取り上げられたはずだが、決定ではそのことが一切触れられていない。非公開審理であったこともあってか、かなり手続き的に杜撰だと思える。

しかし、そうしたこと以上に私がここで問題にしたいのは、先に述べたように、統一教会固有の不法行為が特定されていないことだ。決定の中で、ある程度具体的にそれを記述しようという意図が読み取れる箇所を挙げるとすれば、教団を訴えた元信者たちの一般的属性について述べている以下の部分だろう。

(略：原決定の「本件問題状況」に関する記述の抜粋引用)

「高齢等のため判断能力に制約があった」というのは断定を避けたいかにも曖昧な言い回しだし、「霊の因縁」に関係付けて献金や献身を奨励するのは、統一教会に限ったことではない。「霊」を神や仏、精霊、宇宙の法則まで含めるよう広く取れば、かなり多くの宗教が、「霊」的なものに関係付ける形で献金を求める。どういう属性の人

に、どういう立場の人が、どういう状況—空間の閉鎖性や周囲にどれ
くらいの信者がいたか等—で、どういう内容の霊界話を、どれくらい
の頻度で語りかければ、統一教会固有の不法行為になるのか？

ワイドショーや週刊誌だけから情報を得ている人は、教団では、
一日中狭い部屋に押し込められ、先祖の罪が重いので、このままだと
大変なことになると聞かされ続けるかのように想像しているかもし
れないが、私の信者時代の経験からすると、統一教会内部では、信者
個人に対して、「お前の先祖には●●の罪があるので、お前には▲▲
を◇◇まで達成しなければならない。でないと、地獄へ・・・」と言
われることはまずない。あるとすれば、数か月に一回くらいある、伝
道（布教）や万物復帰のための決断式のような場で、「この歴史的な
瞬間に、君たちが命がけで歩まねば、（原罪に端を発するあらゆる歴
史的な）罪から解放されようともがいている君たちの先祖が嘆く、失
望するだろう」とか、その逆のポジティブ・ヴァージョンで、「君た
ちの努力は、天に宝を積むことになり、君たちの先祖は子孫である君
たちに感謝することだろう」といった説教だ。

（中略）しかし、その方針通りに必死で活動しなかったとしても、
物理的な制裁を加えられることはないので、無視してダメな信者にな
ることもできたし、本当にいやなら、きっぱり信者をやめるという
選択肢もあった。他の宗教団体や企業、政治団体で、これと同等以上
の圧力をかけている所は少なくなかろう。どこが決定的に違うのか。

問題を集約すると、個々の元新信者たちが「自発的に献金・伝道し
たか」ということになるだろう。

（中略）

しかし、何がこの教団に特有な、自発性を損なう、あるいは抑圧す
る仕組みが特定されていないのに、どうやって発生件数を数え、「悪

質」と認定できるのか。もともと基準が設定ないからこそ、裁判官の心証で、和解・示談まで解散の根拠に算入できたのかもしれない。

宗教の場合、何をもって「自発的」と見なすべきか、基準を立てるのが、他の分野よりもはるかに難しい。通常の人知を超えたものを信じているという前提で、宗教的な行為をしているのだから、同じ宗教を信じていない者から見て、全く合理性がないと見える行為だからといって、ただちに「自発性がなかった」と推定するわけにはいかない。自己決定権の極端な形態である—ジョン・スチュアート・ミルに由来する—「愚行権」が最も当てはまるのは宗教の領域だろう。信じてもいい合理的な教えと、そうでない教えを予め判別することはできない。それは「信教の自由」に明白に反するだろう。

(中略)

無論、MC (代理人注：マインド・コントロール) は心理学の学会などで公式に定義された概念ではなく、ごく一部の心理学者が明確なエヴィデンスもなく、統一教会等によってMCが行われていると主張しているだけである—そもそも、何年にもわたって信者として献身的な活動をさせ続けるほど強力なMCがあり得るのかについての実証実験を行うのは、現代社会では事実上不可能だ。そうした不確かなものを裁判や立法の根拠にするのは極めて危険だ。

(中略) しかし、献金の多くがMCのようなものによって自由意志を偽装されたものであり、悪質だという理由で、解散させるのであれば、最低限、統一教会に特有のMC技法を明示し、他の宗教にもほぼそのまま適用できる基準が必要だ。そうでないと、人間は自由意志によって合意を形成し、社会的に行為するという近代法的前提が気づかない間に崩壊することになるう。

仲正教授は、本件事件記録を読んでいないにもかかわらず、抗告人が

抗告理由で挙げた原決定の問題点の本質を的確に指摘している。正常な法感覚と良識を持ち合わせた人物には、原決定の欠陥は一目瞭然なのである。将来、本件が歴史の検証に付されるとき、今日の「空気」とは無縁で「見たいと願う現実」も「不都合な真実」も持ち合わせない後世の研究者らが原決定をどのように評価するのか、今から推測するに難くない（乙A55「福本修也陳述書」125頁13行目～130頁下から7行目）。

第3 憲法学者小林節名誉教授による原決定批判

著名な憲法学者である小林節慶応大学名誉教授は、意見書「政教分離原則と信教の自由の緊張関係」（乙C68）を原審に提出し、憲法学者の立場から、政府による本件法解釈変更及び抗告人に対する宗教弾圧を批判していたところであるが、原決定（前提にある最高裁令和7年3月3日決定を含む）を読み、激しい義憤を覚え、新たに意見書（乙A62，以下、「本意見書」という。）を作成・提出して下さった。

本意見書の要旨は、信教の自由は優越的人権であって、その制約は厳格な審査基準に服さなければならず、国家が宗教団体に不利益処分を下そうとする場合、法律で定められた正当な事由があり、法律が定めた厳重かつ適正な手続に従って判断が行われなければならないという前提（同「8項（宗教法人解散命令手続は「厳格審査」であるべきだ）」5頁）に立って、

- ① 法81条1項1号の「法令に違反して」は過度に広汎な規制であることから本来は法令違憲であるが、法令を刑法と狭く解釈すること（従前の判例及び行政解釈）で違憲を免れていたのであって、法令に民法を含めた最高裁決定は適用違憲である（同「9項（宗教法人法81条1項及び7項に定める手続は違憲である）」5頁～6頁）
- ② 憲法31条は、予め法律で定められた適正で公正な手続きによるこ

とを保障し、同法 3 2 条は、公正な裁判所における裁判を受ける権利を保障し、同法 8 2 条は、同法第三章で保障する国民の権利が問題となっている裁判の対審は公開しなければならないと命じているところ、宗教法人解散命令事件が法律上の争訟に当たることは明らかであり、これを非訟事件手続として非公開で行うことは憲法違反である（同「9 項（憲法 3 1 条に違反～実際に起きた弊害と法の支配）」6 頁～9 頁）

とするものである。

このうち①の指摘については、これまで重ねて議論してきたことから、ここでは再論しないが、法 8 1 条 1 項 1 号の「法令」に民法を含める解釈が違憲であるというのは、憲法学者から見ても明らかなのである。むしろ、抗告人は、原決定との関係で重要なのは②の指摘であると考えている。

抗告人は、小林名誉教授の上記見解に賛同する。憲法 8 2 条が定める公開・対審・判決の手続が要請される事件は、実体的な権利義務を当事者間において確定する事件を指し、判例はこれを「純然たる訴訟事件」と呼んで定義する（最大判昭和 3 5 年 7 月 6 日民集 1 4 卷 9 号 1 6 5 7 頁）。また、裁判所法 3 条 1 項規定の「法律上の争訟」は、「当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、法律の適用により終局的に解決しうべきもの。」と一般的に定義されている（佐藤幸治「憲法（第三版）」2 9 7 頁，兼子一ほか「裁判法（第四版）」6 6 頁～6 7 頁など）。憲法 2 0 条が保障する信教の自由，特に宗教結社の自由が問題となっている本件事件（同法 8 2 条 2 項但書「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件」）は、国が宗教法人に対して解散という不利益処分を命じることが許容されるか否かという「法律関係の存否」に関する紛争であるから、「純然たる訴訟事件」

及び「法律上の争訟」に該当することは明らかである（乙A62：8頁～9頁，10頁～11頁）。したがって，本件事件の裁判手続は対審・公開で行われるべきであった。実際，当代理人（福本）は，令和7年3月25日に行われた記者会見の席で「文科省が作成した陳述書の嘘を完全に法廷で暴いた証人尋問が非公開で行われたことを非常に残念に思っている」旨コメントした。そもそも，宗教法人解散命令は，金銭的不利益処分である刑事処分（法人に科すことができるのは罰金刑だけ）よりも遙かに重い究極の不利益処分であり，これが対審・公開による裁判を受ける権利（憲法32条，82条）の保障外にあるとするのは如何にも無理がある。行政庁が行う行政処分に対しては，処分取消訴訟を提起して対審・公開裁判を受ける権利が保障されているにもかかわらず，裁判所が非訟事件手続で下す不利益処分に対しては，同権利が保障されないとするのは，明らかに平仄が合わず憲法に違反する。したがって，少なくとも不服申立審（本件で言えば抗告審）は対審・公開裁判でなければならないはずである（最大判昭和41年12月27日民集20巻10号2279頁：入江俊郎裁判官補足意見参照，佐藤幸治「日本国憲法」608頁，樋口陽一「憲法」142頁，乙A62：8頁～9頁，乙C170：杉原誠四郎元教授も「本件の非公開裁判手続は違憲」と指摘）。法81条1項1号に基づく解散命令は，如何なる意味においても「国の後見的民事監督作用」（最判昭和41年12月27日民集20巻10号2279頁）ではなく（乙A62：8頁～9頁，10頁～11頁），当該裁判の非公開化（法81条7項）は立法政策として片づけられず，したがって，国会の立法裁量を逸脱した法令違憲であると言わざるを得ない。ただし，抗告人は，当抗告審では，本件非訟事件手続の違憲性を予備的に主張することとする。それは，非公開手続が違憲であるとする入口論ではなく，当審において，原決定の重大な誤りを明確にしてこれを

正すことを優先すべきと考えるからである。しかし、万一、当審が本件抗告棄却の判断をするというのであれば、その前提として、非公開手続の合憲性について判断を求める。勿論、万一、特別抗告審に進む場合には、上記違憲を全面的に主張して抗告審決定の違憲無効を主張する予定である。

抗告人主張書面(1)第1(3頁～6頁)で指摘した通り、非訟事件手続法が職権探知主義を採用した目的はあくまで実体的真実発見にあり、その前提に証拠裁判主義がある。裁判所がこの法の趣旨と原則に従って公正で厳格な事実認定と法的判断を行うのであれば、抗告人は、非公開手続の憲法適合性を敢えて問題にしない。ただし、本件で絶対に見過ごしてはならないことは、本意見書も指摘する通り(乙A62:9頁,11頁)、被抗告人が虚偽捏造陳述書を証拠として提出するという国による犯罪的裁判活動が行われた事実である(原審主張書面(10)3頁～32頁,同最終主張書面参照)。公開裁判であれば、国による犯罪的裁判活動が国民の目から隠されて不問に付されることなどあり得ない。ところが、原審は、非公開手続であることを良いことに、不公正にも、上記捏造事実を不問に付して隠蔽したのである。のみならず、原審は、非訟事件手続の趣旨・目的を知ってか知らずか、履き違えて理解したのか定かではないが、非公開の密室手続であることを良いことに、事件を掌の上で弄ぶが如く、証拠上明らかな客観的事実(コンプライアンス宣言以後の民事判決は2件3名しかなく、しかも10年以上前の事案と古く、判決の事案も到底高度な悪質性が認められないこと。同宣言以降、徹底した指導が行われたことを裏付ける大量の証拠と客観的事実及びその結果として訴外の示談案件が顕著な激減傾向にあるという客観的事実。直近の消費者庁統計でも抗告人関連の相談は極僅少であるという客観的事実等。)を殊更に無視・矮小化し、常軌を逸した推測をもって実体不明の

被害水増しを行い、原告人の解散を命じたのである。原審にあっては、
「非公開の密室手続では、裁判所が勝手気儘に何をやっても許される」と誤解していたとしか考えられない。その意味で、本件は、国民監視が及ばない非公開手続で行われたことで、裁判の公正を害する弊害が生じた典型的事例であり、憲法82条が公開裁判を保障することで防ごうとした事態が現実起きてしまったのである。中国、ロシアなど全体主義国家の恣意的裁判を彷彿させる危険な兆候（法治主義・法の支配の崩壊）を原決定から感じ取ったのは、何も原告人だけではない。前記第1・4で紹介した通り、飯田泰之教授においては、原決定当日、「法治主義を守る瀬戸際にいる。・・・ここで世論に流される判決が増えていってしまったら、日本の司法はおわる」と述べて司法の行く末を憂いたが、憲法学者の石崎学龍谷大学法学部教授もまた、原決定当日、「裁判所が、おそらく社会の改良者という自意識のもとで、主権者たる国民による憲法改正手続や立法者たる国会の判断を差し置いて、憲法や法律を極めて柔軟に解釈して主権者や立法者のごとく振る舞う傾向があるように思う。これは立憲主義やデモクラシーにとって危険なことだ。警戒すべき。」（乙C107）とXに投稿し、さらに、行政法学者の板垣勝彦横浜国立大学教授も、原決定当日、「だから、そうなっていくんでしょ。あらゆる宗教に波及します。まずいですよ、これは。統一教会が嫌いとか創価学会が気に入らないといった次元をこえた話なんですよ。これに懸念を示せないようでは、権力の監視を旨とする公法学は死にます。」（乙C102）、「今回の解散命令も、まさか裁判所を通るとは思っていなかったわ。どこへゆく本邦の法治主義。」（乙C103）とXに投稿している。上記3名の大学教授は、「司法までもがポピュリズムに流され、立憲主義、法の支配、法治主義が骨抜きになれば、我が国が全体主義へと突き進むのではないか」という危険の兆候を原決定から敏感に感

じ取ったのである（ナチス独裁を生んだのは、演説巧みなヒトラー、ゲッペルスのプロパガンダに乗せられたドイツ国民が熱狂的にこれを支持した結果であり、この一時的熱狂が、同国民をして、「法の支配」及びその根源にある「自然法」を忘れさせ、ホロコーストの狂気を引き起こしたという事実は、歴史の教訓である。）。原決定に対しては、上記教授らの外にも、数多くの有識者が同様の危機感を表明しているところであるが（乙C94：積量子投稿，乙C104：渡邊哲也投稿，乙C113：河野有理投稿，乙C118の1，2：立花孝志「旧【統一教会】の解散命令は【山上被告人の思うつぼ！】政府は憲法違反の命令を直ちに取り消して，憲法改正しよう」，乙C124の1，2：若狭勝「旧統一教会解散命令，政治的思惑での法解釈変更の許否」，乙C125の1，2：朝香豊「朝香豊の日本再興チャンネル」，乙C126の1，2：池田信夫ブログ「統一教会に信教の自由はないのか」，乙C128の1，2：花田紀凱「疑問だらけ！統一教会解散命令 メディアが報じない共産党系団体・全国弁連による的外れな告発と資料改ざんの文科省」，乙C129の1，2：中川晴久「山口敬之氏 解散解散命令の裁判所の判断は間違っている！保守言論界ほぼ全員が解散命令に反対 正義を歪めているのがディプログラミングネットワークの存在」，乙C130の1，2：北村晴男「虎ノ門ニュース」，乙C165の1，2：リーランド・ソバーン「狙われる教会，汚される国家：宗教弾圧に陥る日本」など），元外交官で作家の佐藤優は「背筋が寒くなる」とまで評している（乙C121の1，2：佐藤優「政治解説チャンネル」）。政府のみならず司法までもが空気に流され、「法の正義」をあからさまに踏みにじったことが、良識ある有識者層に与えた衝撃と危機感、それが如何ほどのものであったかが、上記数多の反応から窺い知れる。通常の歴史認識を持つ有識者は、ポピュリズムに迎合する司法が政府の忠実な僕と化し

たその先に何が起こるか、熟知しているのである。

最後に、信教の自由に関する数々の合衆国連邦最高裁判所判決を紹介する本意見書の記述を、ここに引用する（乙A62：「5項（優越的人権としての信教の自由と厳格な違憲審査基準）」3頁～4頁）。

例えばエホバの証人に対する国家への忠誠宣誓の強制の合憲性が争われた *W. Virg. State Bd. of Ed.* 事件に対する1943年の最高裁判決は、礼拝の自由を、単なる「合理性」といった貧弱な根拠によって制約してはいけない、信教の自由は、「国家が合理的に保護できる『公益に対する重大かつ緊急の危険を除去するため』だけにしか制約を受けない」とした（*West Virginia Board of Education v. Barnett*, 319 U.S. 624(1943) at639.）。以来、この立場を、合衆国最高裁は一貫して踏襲している。つまり、

「『至高の公益を脅かす重大な権利濫用』だけが信教の自由の制約を許す。」（*Sherbert v. Verner*, 374 U.S. 398 (1963)）。

「国は、それが、『非常に重大な公益』を実現するための、『最も弾圧的でない手段』であるということを証明することにより、その信教の自由に対する権力による侵害を正当化することができる。」（*Thomas v. Review Board of the Indiana Employment Security Division*, 450 U.S. 707 (1981)）。「『最高の公益』で、さらに、『その方法によらなければ実現しない公益のみ』が、正当な信教の自由の主張を否定できる。」（*Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205 (1972)）。「信教の自由を制約するには、その『立法目的がいかに正当であってもそれは十分に重大なものでなければならず』、かつ、それは、信教の『自由を過度に制約する方法で追求されてはならない』（つまり、『最も少ない制約手段によらなければならぬ』）。」（*Wooley v. Maynard*, 430

U. S. 705 (1977))。 「『非常に重大な公益に資するためにその規制が必要であること』と、『その規制が最も穏便にその目的を達成するものであること』を、国は立証しなければならない。」

(Widmar v. Vincent, 454 U. S. 263 (1981))。 「宗教上の信条による行為に対して国が福祉の給付を与えない場合には、『厳格な司法審査』に服さなければならない。」 (Hobbie v.

Unemployment Appeals of Florida and Lawton & Company, 55 U. S. L. W. 4206 (1987)) 等。

合衆国連邦最高裁判所が、如何に信教の自由を尊重し、厳格な審査基準 (Strict Scrutiny) と姿勢をもってこれを手厚く保障してきたかが、良く理解できるはずである (その歴史的背景については、前記第1・2(2)ア「日本国憲法の信教の自由は『借り物の自由』」を参照)。上記判例中の、

「『非常に重大な公益に資するためにその規制が必要であること』と、『その規制が最も穏便にその目的を達成するものであること』を、国は立証しなければならない。」 (Widmar v. Vincent, 454 U. S. 263 (1981))

とは、優越的人権制約における「L R A (Less Restrictive Alternative: より制限的でない他に取し得る手段) の基準」として判例上確立された原則であるが、本件を改めて考える上で重要な指針となる。

抗告人を陥れるために虚偽陳述書の捏造に励んでいた文科省にあっては、「最初に解散ありき」という考えしかなく、L R Aなど眼中になかったことは、言うまでもない。では、原審である東京地裁民事第8部 (鈴木謙也裁判長、笹本哲朗裁判官、寺戸憲司裁判官) は、その点どうだったのか。確かに、原決定中には、やや不完全ながらL R Aの基準を表面的になぞる記述は一応見られる (原決定101頁～102頁)。し

かしながら、原審が「より制限的でない他に取り得る手段(LRA)」など全く検討していないことについては、抗告理由書252頁～254頁(第6・4)で指摘した通りであり、原決定の

- ・ 憲法に違反する法解釈の歪曲と遡及適用の容認
- ・ 抗告人に有利な客観的事実と証拠の無視・矮小評価
- ・ 証拠裁判主義に反する「推測による被害増し認定」と「顕在化しない被害の想定」
- ・ 国による犯罪的裁判活動の隠蔽
- ・ 民事事件の背後にある拉致監禁・棄教強要事件の無視
- ・ 背教者供述が持つ問題点の無視
- ・ 抗告人職員・家族及び信者らの基本的人権無視

に見られる態度は、合衆国連邦最高裁判所のそれとは完全に真逆であって、信教の自由を尊重する姿勢は皆無である。むしろ、原決定文の行間からは、鈴木裁判長以下原審裁判官の抗告人及びその信者らの信仰に対する偏見・侮蔑・敵意すら窺える。

また、合衆国連邦最高裁判所は、

信教の自由は、「国家が合理的に保護できる『公益に対する重大かつ緊急の危険を除去するため』だけにしか制約を受けない」

(West Virginia Board of Education v. Barnett, 319 U.S.

624(1943) at639.)

との原則を確立しているところであるが、原決定からは、本件において『公益に対する重大かつ緊急の危険を除去する』必要性など全く読み取ることにはできない。それどころか、原決定は、「解散の緊急性が現在していることが必須であるといった解釈は採用することができない」(原決定103頁)として、上記原則自体を否定しているのである。まさか、鈴木裁判長以下原審裁判官が、信教の自由に関する厳格審査基準を知ら

ぬはずもないが、こと抗告人に対しては、違憲な法解釈とその遡及適用に始まり、虚偽陳述書捏造及び拉致監禁の無視・隠蔽、証拠裁判主義を無視した乱暴な被害水増し認定、厳格審査基準の無視に至るまで、徹頭徹尾、不公正であることがよく分かる。このような裁判官の恣意によるあからさまな不公正が「密室裁判」で行われ、それが「密室」の故に闇に葬られて良いはずがない。

以上、当抗告審においては、本意見書の指摘を十分に踏まえ、国際社会及び後世に恥じぬ判断がなされるよう求める。本件では、我が国が近代立憲主義民主主義国家の一員として踏み止まろうとするのか否か、正にそれが問われているのである。

以
上